

菊池事件の不当な再審棄却決定を破棄し、速やかに再審開始を求める署名

「私たちは、一人の人間として、憲法違反の死刑判決を放置することはできません」

2020年2月26日、熊本地方裁判所は、菊池事件の「特別法廷」による審理が、被告人の人間としての尊厳を侵害し、ハンセン病患者であることを理由とした差別的なものであったとして、憲法13条(個人の尊厳)や14条1項(法の下での平等)に違反することを明確に認めました。また、事実上傍聴が不可能な場所で裁判を行った点についても、憲法37条1項や82条1項(裁判の公開)に違反する疑いがあることを指摘しています。

この熊本地裁の判断は、憲法に違反する不当な審理によって、一人の大切な命が奪われてしまったという事実を、あらためて世に問い直すものでした。しかしながら、これほど重大な憲法違反を自ら認めながらも、2026年1月28日、熊本地方裁判所は、再審の門を閉ざすという、極めて不当な判断を下しました。

憲法違反の審理によって奪われたFさんの名誉と尊厳を回復し、司法自らが招いた重大な過ちを正すためには、この棄却決定を破棄し、再審を開始する以外に道はありません。私たちは、一人の人間として、菊池事件の被告人の尊厳を取り戻すために、一刻も早い再審開始を求めます。

裁判所が、私たちの切実な願いを真摯に受け止め、司法の責任において、速やかに再審開始を決定されますよう心より要望いたします

名 前	住 所

【署名送付先】〒860-0078 熊本市中央区京町2丁目12-43 熊本中央法律事務所
菊池事件国民的再審請求人団 事務局長 伊藤京子
TEL 096-322-2515(平日9時30分~17時)

